

神奈川県小学生バレーボール連盟規約

第1章 名称と事務局

- 第1条 この連盟は神奈川県小学生バレーボール連盟（以下本連盟という）と称する。
- 第2条 本連盟の、事務局は会長の定めるところに置く。

第2章 目的

- 第3条 本連盟は、神奈川県（川崎、横浜、横須賀、藤沢、平塚、小田原、県央、相模原の各地域）の小学生バレーボール連盟を統括し、相互の資質の向上に努め、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の健全育成に寄与することを目的とする。

第3章 事業

- 第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 本連盟主催、主管事業の運営
 - (2) 日本小学生バレーボール連盟事業への協力
 - (3) 関東小学生バレーボール連盟事業への協力
 - (4) (財) 神奈川県バレーボール協会事業への協力
 - (5) 神奈川県スポーツ少年団事業への協力
 - (6) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4章 組織

- 第5条 本連盟は神奈川県（川崎、横浜、横須賀、藤沢、平塚、小田原、県央、相模原の各地域）の小学生バレーボール連盟をもって組織する。本連盟は事務局を置くことができる。

第5章 役員

- 第6条 本連盟は次の役員を置く。
- | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 会 長 | 1 名 | 副 会 長 | 若干名 | 理 事 長 | 1 名 |
| 副理事長 | 若干名 | 常任理事 | 若干名 | 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 2 名 | | | | |
- 第7条 本連盟には名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問、及び参与は理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 第8条 役員任期
- 本連盟の役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 欠員補充による役員任期は、前任者の残存期間とする。

第6章 役員選出

第9条

役員選出と委嘱

- (1) 会長は、選考委員会が推薦し、理事会で決定する。
- (2) 副会長は、会長が推薦し、理事会で決定する。
- (3) 名誉会長、顧問、参与は常任理事会で推薦して理事会の承認を得て、会長が委嘱する。名誉会長は本連盟会長歴任者とし、顧問は本連盟の理事長以上の役員経験者及び各地域小連の会長をもって充てる。
- (4) 理事長は、選考委員会が推薦し理事会の承認を受け会長が委嘱する。
- (5) 副理事長は、会長が推薦し理事会の承認を受け、会長が委嘱する。
- (6) 理事は各地域小学生バレーボール連盟より推薦を受けた者2名及び学識経験者とし、会長が委嘱する。
- (7) 選考委員会は第15条による特別委員会に準ずる。

第7章 役員の仕事

第10条

役員の仕事及び職務

- (1) 会長は、本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故があるときはその業務を代行する。また、副会長は担当委員会を総括する。
- (3) 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて本連盟を援助する。
- (4) 理事長は、会務を処理執行する。緊急事項については、会長の承認を得て先決執行することができる。先決事項については、事後の理事会で報告する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。また、副理事長は担当委員会を補助する。
- (6) 常任理事は、第12条の事項について審議し決定する。
- (7) 理事は、第13条の事項について審議して決定又は承認する。
- (8) 監事は、会計を監査する。

第8章 会議

第11条

本連盟には、次の会議を置く。

- (1) 常任理事会
- (2) 理事会
- (3) 委員会
- (4) 特別委員会
- (5) 地域会長会議

第12条

常任理事会

- (1) 本連盟の会長、副会長、理事長、副理事長、各専門委員長、会計、各地域代表理事1名をもって構成する。
- (2) 常任理事会は、必要に応じて開催することができる。
- (3) 常任理事会は、会長が招集する。
- (4) 常任理事会は、理事会に先駆け議事を審議することができる。
- (5) 常任理事会は、次の事項を審議する。
 - ①理事会において審議する事項
 - ②緊急性の高い事項
 - ③会長が必要と認める事項
 - ④その他重要事項

第13条

理事会

- (1) 本連盟の全役員をもって構成し、年4回開催する。
- (2) 理事会は、必要に応じて開催することができる。
- (3) 理事会は、会長が招集する。
- (4) 理事会は、次の事項を審議する。
 - ①事業計画及び事業報告
 - ②予算計画及び決算報告
 - ③役員決定
 - ④規約の改正
 - ⑤その他重要事項

第14条

委員会の設置

- (1) 本連盟には、次の委員会を置くことができる。
 - ①総務委員会
 - ②競技委員会
 - ③審判委員会
 - ④指導普及委員会
- (2) 委員会は、本連盟の事業を遂行する為に必要な事項を分担し、理事会の承認を得て運営処理する。

委員長	1名	副委員長	若干名
委員	若干名		

第15条

特別委員会の設置

- (1) 特別委員会は必要に応じて、理事の中から互選で選出し理事会の承認を得て設置することができる。

委員長	1名	副委員長	若干名
委員	若干名		
- (2) 特別委員会はその業務が終了したときに解散する。

- 第16条 地域会長会議
- (1) 地域会長会議は本連盟会長、副会長及び各地域小学生連盟の会長により構成される。
 - (2) 地域会長会議は、必要に応じて開催することができる。
 - (3) 地域会長会議は、会長が招集する。
 - (4) 地域会長会議は、次の事項を諮問する。
 - ①緊急性の高い事項
 - ②会長が必要と認める事項
 - ③その他重要事項

- 第17条 議事の決定
- (1) 常任理事会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければその会議を開き議決することができない。ただし、当該議事について書面をもってからあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
 - (2) 議事の決定は、会議の出席者の過半数の賛成により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - (3) 本連盟の会長が常任理事会及び理事会の議長を務める

第9章 会計

- 第18条
- (1) 本連盟の経費は、各地域小学生バレーボール連盟の登録費と大会参加費、その他の収入をもってこれに充てる。
 - (2) 本連盟の会計は、理事より理事長が選出し会長が委嘱する。
 - (3) 会計は本連盟の経理を担当する。
- 第19条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第10章 規程

- 第20条 本連盟に次の規程を定める。
- (1) 賞罰規程
 - (2) 慶弔規程
 - (3) 登録規程
 - (4) 旅費規程

附 則

- (1) 本連盟の規約は、平成18年4月1日より施行する。
 - (2) 本連盟の規約は、平成19年4月1日より施行する。
- 第3条、第4条改定